

第 14 号議案

豊後大野市介護予防拠点施設条例及び豊後大野市児童館条例の一部改正等について

豊後大野市介護予防拠点施設条例及び豊後大野市児童館条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

公共施設の見直しに伴い、豊後大野市犬飼ふれあいセンター（犬飼ふれあいセンター（介護予防拠点施設）及び豊後大野市犬飼ふれあい児童館で構成）を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護予防拠点施設条例及び豊後大野市児童館条例の一部
を改正する等の条例

(豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部改正)

第1条 豊後大野市介護予防拠点施設条例(平成17年豊後大野市条例第140号)
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「(犬飼ふれあいセンターは、日曜日のみとする。)」
を削る。

第6条第1項ただし書を削る。

別表第1犬飼ふれあいセンターの項を削る。

別表第2犬飼ふれあいセンターの項を削る。

(豊後大野市児童館条例の一部改正)

第2条 豊後大野市児童館条例(平成17年豊後大野市条例第136号)の一部を
次のように改正する。

第2条の表豊後大野市犬飼ふれあい児童館の項を削る。

(豊後大野市犬飼ふれあいセンター条例の廃止)

第3条 豊後大野市犬飼ふれあいセンター条例(平成17年豊後大野市条例第
137号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。